8　法第十条の二の三第三項に規定する所得税の額として政令で定める金額は、同項及び同条第四項、法第十条第一項から第六項まで、第十条の二の二第三項及び第四項、第十条の三第三項及び第四項、第十条の四第三項、第四項及び第六項、第十条の五第三項及び第四項、第十条の六第一項、第四十一条第一項、第四十一条の十八第二項、第四十一条の十八の二第二項、第四十一条の十八の三第一項、第四十一条の十九の二第一項、第四十一条の十九の三第一項及び第二項、第四十一条の十九の四第一項及び第二項並びに第四十一条の十九の五第一項の規定並びに所得税法第九十五条の規定を適用しないで計算したその年分の総所得金額に係る所得税の額に利子所得の金額、配当所得の金額、不動産所得の金額、事業所得の金額、給与所得の金額、譲渡所得の金額（同法第三十三条第三項第二号に掲げる所得に係る部分については、その金額の二分の一に相当する金額）、一時所得の金額の二分の一に相当する金額又は雑所得の金額の合計額のうちに事業所得の金額の占める割合を乗じて計算した金額とする。

9　法第十条の二の三第四項の規定による控除をすべき金額は、その年分の所得税法第九十二条第二項に規定する課税総所得金額に係る所得税額から控除する。この場合において、当該所得税額から控除をすべき同条第三項に規定する配当控除の額及び法第十条の二の三第三項の規定による控除をすべき金額があるときは、まず当該配当控除の額及び同項の規定による控除をすべき金額を控除し、次に同条第四項の規定による控除をすべき金額を控除する。

10　財務大臣は、第一項から第四項までの規定により機械その他の減価償却資産を指定したときは、これを告示する。

第五条の五第八項及び第五条の六第八項中「第十条の二の二第三項及び第四項」の下に「、第十条の二の三第三項及び第四項」を、「第十条の五第三項及び第四項」の下に「、第十条の六第一項」を、「第四十一条の十八第二項」の下に「、第四十一条の十八の二第二項、第四十一条の十八の三第一項」を加える。

第五条の七第三項中「第十条の二の二第三項及び第四項」の下に「、第十条の二の三第三項及び第四項」を、「及び第六項」の下に「、第十条の六第一項」を、「第四十一条の十八の二第二項、第四十一条の十八の三第一項」を加える。

第五条の八を次のように改める。

（雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除）

第五条の八　法第十条の六第一項に規定する政令で定めるところにより証明がされたものは、財務省令で定める書類を確定申告書に添付することにより証明がされた場合における同項の規定の適用を受けようとする個人とする。

2　法第十条の六第一項に規定する政令で定めるところにより証明がされた場合は、前項に規定する場合とする。

3　法第十条の六第一項に規定する他の法律により業務の規制及び適正化のための措置が講じられている事業として政令で定めるものは、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第五条第一項に規定する適用事業のうち風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第一項に規定する風俗営業又は同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業に該当するものとする。

4　法第十条の六第一項の規定による控除をすべき金額は、その年分の所得税法第九十二条第二項に規定する課税総所得金額に係る所得税額から控除する。この場合において、当該所得税額から控除をすべき同条第三項に規定する配当控除の額があるときは、まず当該配当控除の額を控除し、次に法第十条の六第一項の規定による控除をすべき金額を控除する。

5　法第十条の六第一項に規定する所得税の額として政令で定める金額は、同項、法第十条第一項から第六項まで、第十条の二の二第三項及び第四項、第十条の二の三第三項及び第四項、第十条の三第三項及び第四項、第十条の四第三項、第四項及び第六項、第十条の五第三項及び第四項、第十条の六第一項、第四十一条第一項、第四十一条の十八第二項、第四十一条の十八の二第二項、第四十一条の十八の三第一項、第四十一条の十九の二第一項、第四十一条の十九の三第一項及び第二項、第四十一条の十九の四第一項及び第二項並びに第四十一条の十九の五第一項の規定並びに所得税法第九十五条の規定を適用しないで計算したその年分の総所得金額に係る所得税の額に利子所得の金額、配当所得の金額、不動産所得の金額、事業所得の金額、給与所得の金額、譲渡所得の金額（同法第三十三条第三項第二号に掲げる所得に係る部分については、その金額の二分の一に相当する金額）、一時所得の金額の二分の一に相当する金額又は雑所得の金額の合計額のうちに事業所得の金額の占める割合を乗じて計算した金額とする。

6　法第十条の六第二項第一号に規定する政令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。

一　当該個人の親族

二　当該個人と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

三　前二号に掲げる者以外の者で当該個人から受ける金銭その他の資産（所得税法第二十八条第一項に規定する給与等に該当しないものに限る。）によつて生計の支援を受けているもの

四　前二号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族

7　法第十条の六第一項に規定する個人が同項に規定する事業所得を生ずべき事業を適用年（同項に規定する適用年をいう。以下この項において同じ。）の前年以後に相続又は包括遺贈により承継した者である場合における同条第二項第六号に規定する比較給与等支給額の計算については、適用年の前年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される同項第五号に規定する給与等の支給額（以下この項において「給与等の支給額」という。）は、次に定めるところによる。

一　当該個人が適用年の前年において当該事業を承継した者である場合には、被相続人（包括遺贈者を含む。次号において同じ。）の当該前年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される給与等の支給額は、当該個人の当該前年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される給与等の支給額とする。

二　当該個人が適用年において当該事業を承継した者である場合には、被相続人の適用年の前年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される給与等の支給額に当該事業を承継した日から適用年の十二月三十一日までの期間の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額は、当該個人の当該前年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される給与等の支給額とする。

8　前項第二号の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを切り捨てる。

第五条の九第一項中「第十条の六第一項」を「第十条の七第一項」に改め、「第十条の二の二第三項及び第四項」の下に「、第十条の二の三第三項及び第四項」を、「第十条の五第三項及び第四項」の下に「、第十条の六第一項」を、「第四十一条の十八第二項」の下に「、第四十一条の十八の二第二項、第四十一条の十八の三第一項」を加え、同条第二項中「第十条の六第一項後段」を「第十条の七第一項後段」に改め、同条第三項中「第十条の六第一項」を「第十条の七第一項」に改め、「第十条の二の二第十二項」の下に「、第十条の二の三第十項」を加え、「及び第十条の五第十項」を「、第十条の五第十項及び第十条の六第五項」に改める。

第五条の十第二項中「大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）附則第九項に規定する指定物質」を「大気汚染防止法施行令（昭和四十三年政令第三百二十九号）附則第三項第三号に掲げる物質その他財務省令で定める物質」に改め、「（公害その他これに準ずる公共の災害の防止に資する効果が著しく高いものとして財務省令で定める要件を満たしていることについて財務省令で定めるところにより証明がされたものを除く。）」を削り、同条第三項中「（次に掲げるものを除く。）」を削り、同項各号を削る。

第五条の十一を削る。

第六条の十二第一項中「第十一条の三第一項」を「第十一条の二第一項」に改め、同条第二項中「第十一条の四第一項」を「第十一条の三第一項」に改める。

第六条の二第一項及び第二項中「第十一条の五第一項」を「第十一条の四第一項」に改める。

第六条の三の見出しを「（特定地域における工業用機械等の特別償却）」に改め、同条第一項第一号イ(1)中「二十五年三月間」を「二十七年間」に改め、同号イ(2)中「第六項の規定による指定の日から平成二十三年六月三十日まで」を「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第八十二号。ハ(3)において「平成二十三年改正法」という。）の施行の日から平成二十五年三月三十一日まで」に改め、同号ロ(1)及び(2)中「平成二十三年六月三十日」を「平成二十五年三月三十一日」に改め、同号ハ(1)中「及びロ」を削り、「十八年三月間」を「二十年間」に改め、同号ハ(2)中「平成二十三年六月三十日」を「平成二十五年三月三十一日」に改め、同号ハに次のように加える。

(3)　第五項第三号ニに掲げる事業　平成二十三年改正法の施行の日から平成二十五年三月三十一日までの期間